

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、地方消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

令和3年度における社会保障施策経費への充当状況（決算）については、下記のとおりです。

（歳入）	・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	52,429 千円
（歳出）	・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	182,858 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国（道） 支出金	町 債	その他		うち地方消費税 交付金充当分
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	57				57	55
	重度心身障害者医療給付費	8,567	3,312		1,803	3,452	3,330
	障害者自立支援給付費	129,793	93,815			35,978	34,708
	障害者自立支援医療給付費	4,025	3,018			1,007	971
	障害児入所給付費等負担金	2,356	1,740			616	594
	地域生活支援事業（日常生活用具）	1,264	724			540	521
	老人保護措置費	9,786			1,403	8,383	8,087
	児童手当給付費	27,010	22,695			4,315	4,163
合 計		182,858	125,304	0	3,206	54,348	52,429

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。